

著作権制度上の課題の 総合的な検討に関する追加報告

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告 概要

検討の経緯等

- 平成22年3月～6月、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(総務省、文部科学省、経済産業省の三省合同開催)において、広く国民が出版物にアクセスするための環境整備について、検討が行われた。
 - 上記検討の結果、文部科学省で検討すべきものとして、以下の3つの課題が指摘された。
 - ①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項(国会図書館のデジタル化資料の活用方策等)
 - ②出版物の権利処理の円滑化に関する事項
 - ③出版者への権利付与に関する事項
- 
- 平成22年11月、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、上記①～③の検討課題について、14回にわたる検討を実施。今般、報告のとりまとめ。

検討会議の構成員

- 糸賀 雅児 慶應義塾大学文学部教授
 - 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 片寄 聡 株式会社小学館常務取締役
 - 金原 優 (社)日本書籍出版協会副理事長、株式会社医学書院代表取締役社長
 - 里中満智子 マンガ家
 - 渋谷 達紀 東京都立大学名誉教授
 - 杉本 重雄 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授
 - 瀬尾 太一 写真家、一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
 - 田中 久徳 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
 - 常世田 良 社団法人日本図書館協会理事・事務局次長
 - 中村伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
 - 別所 直哉 ヤフー株式会社CCO(チーフコンプライアンスオフィサー)・法務本部長
 - 前田 哲男 弁護士
 - 三田 誠広 作家、公益社団法人日本文藝家協会副理事長
- (○:座長) (以上14名)

検討事項① デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項

国会図書館の所蔵資料のデジタル化の状況

国会図書館においては、1968年までに発行された図書(約88万冊)や雑誌などのデジタル化が既に行われており、合計、約210万冊のデジタル化が完了している。

国会図書館からの送信サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方の検討は緊急の課題であり、早期の実現を目指し、戦略的に取り組むべき。



- 国民の利便性の向上を図るため、各家庭等までの送信を目標としつつ、その為の第1段階として、
「国会図書館のデジタル化資料を、一定の範囲、条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう、著作権法の改正を行うことが適当。」

【対象出版物の範囲】

対象出版物の範囲は市場における入手が困難な出版物等とする。(電子書籍市場の発展に影響を与えない範囲)

【利用方法】

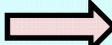
公立図書館等における閲覧とともに、一定の条件下における複製を認める。

国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料を検索対象として本文検索サービスの提供が必要。
 (現在の画像ファイル形式のデータをテキスト化することが必要。)
- 検索結果の表示方法等については、今後関係者間の協議を進めていくことが必要。

デジタル化資料の民間事業者等への提供について

国会図書館と民間事業者等が連携した新たなビジネスモデルの開発が必要。

 環境整備のための関係者間における協議の場等を設置することや、有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要。

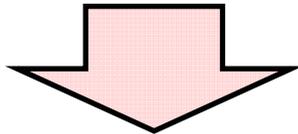
検討事項② 出版物の権利処理の円滑化に関する事項

出版物の権利処理の円滑化を図るための方策の必要性

更なる電子書籍市場の発展に向けた出版物に係る権利処理の円滑化のため、

- ① 中小出版者や配信事業者など多様な主体によるビジネス展開の実現
- ② 「孤児作品(権利者不明作品)」等の権利処理の円滑化

を目的とした「権利処理を円滑に行うための仕組み」を整備することが必要。



具体的な方策の在り方

以下の①～③の取り組みについて、その実現に向けて、権利者、出版者、配信事業者等の関係者間の具体的な協議を行うとともに、文部科学省等の関係府省が積極的な関与、支援を行うことが重要。

- ① 出版物に関する情報を集中的に管理する取組
(取組例) 国会図書館や出版者が保有する現存のデータベースの活用 等
- ② 権利処理の窓口的な機能を果たす取組
(取組例) 市場で流通している出版物の権利処理に係る窓口機能の集中化、不明権利者の探索や裁定の手続き代行などの機能整備 等
- ③ 権利処理に係る紛争の処理に資する取組

検討事項③ 出版者への権利付与に関する事項

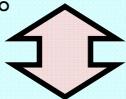
「出版者への権利付与」の意義、必要性について

「出版者への権利(著作隣接権)付与」について、出版者から「電子書籍の流通と利用の促進」と「出版物に係る権利侵害への対応」の2つの観点から、その必要性等が主張された。

電子書籍の流通と利用の促進の観点

【積極的な意見】

- 出版者による権利情報の管理や権利処理に係る取組が進められることによる権利処理の進展につながる。



【更なる検討を要するとする意見】

- 新たな権利者が増えることは配信事業者等の電子書籍市場への新規参入を阻む可能性も存在。
- 電子書籍市場に与える影響について、経済的、社会的検証を行うことが必要。

出版物に係る権利侵害への対応の観点

- 権利侵害に対して、出版者が主体的に対応措置を図ることの必要性については意見が一致。
- 具体的な対応方策としては、
 - ① 出版者への権利付与
 - ② 現行制度における対応
 - ・著作権の(一部)譲渡
 - ・民法の債権者代位権の行使等
 - ③ 現行法の「著作権」の改正による対応が考えられる。

○「出版者への権利付与」等について、出版者等が中心となり、その電子書籍市場に与える全般的な影響について検証が必要。また、法制面における課題の整理等については、文化庁において専門的な検討を実施。

○その上で、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当。

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム 報告書 概要

1 はじめに

- 本WTは、知的財産戦略本部における「投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作への対応が明確でない。一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある※」との指摘を受けて、第9期（平成21年度）より設置（座長は末吉互弁護士。チーム員は別紙参照）。
※「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について〈審議経過報告〉」（平成20年5月29日）
- インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用に係る課題について、立法的措置による対応可能性、契約等による対応可能性の両面から検討。

2 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の現行著作権法上の位置づけ（第1章）

（1）インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の類型

- 複数の者が創作に関与する等、一定の著作物については、現行法上、同一の著作物につき複数の者が権利を有する（④⑤は講学上の概念）。
 - ①共同著作物（2条1項12号）、②二次的著作物（2条1項11号）
 - ③編集著作物（12条1項）、④結合著作物、⑤集合著作物
 - ※複数の類型に該当する著作物も観念し得る
- インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物を上記類型に当てはめることは理論上は可能であるものの、創作形態や関与者は千差万別であるため、いずれの類型に該当するかを正確に判断することは極めて困難であり、事実上不可能な場合も多い。著作隣接権が関係する場合はさらに複雑。

（2）インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の特徴と課題

- インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等は、以下の特徴を有するものが少なくなく、権利関係が複雑であるため、利用が困難。
 - ① 関与者が極めて多数であり、不特定又は匿名である
 - ② 関与者の創作に対する寄与度の判断が極めて困難である
 - ③ 共同著作物であるか二次的著作物であるか等の権利関係の特定が困難である

3 インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の取扱いの実態（第2章）

（1）利用規約による取扱い

- インターネットサービスの利用規約において、投稿コンテンツの著作権等のサービス運営者への譲渡や、サービス運営者及び他ユーザーによる投稿コンテンツの利用の許諾を定めることにより、円滑な利用を図っている。
- 利用規約による対応は、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化に資するものと評価できる一方、契約当事者でない第三者との関係や、他のサービスの利用規約との互換性の問題など、一定の限界がある。

（2）個々のサービスの枠を越える許諾条件の活用

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなど、投稿コンテンツ自体に、権利者により一定程度汎用性を有する標準的な利用条件（著作権ライセンス）を付す取組が行われている。
- 著作権ライセンスの仕組みは、権利者が著作権ライセンスを変更した場合の安定性の確保や、許諾条件の互換性の確保の問題などの課題があるものの、利用規約による限界を一定程度克服し、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化に資するものと評価できる。

（3）【参考】インターネット・ユーザーによる商業著作物等を利用した創作活動等を進める取組

A. 利用許諾契約等の活用

- サービス運営者と権利者との間において、当該サービスにおける著作物等の利用につき、許諾契約を締結する取組が進んでいる（例：ニコニコ動画等）。

B. 権利者による取組

- Aのほか、権利者自らが素材を提供するインターネット上の創作等の場の提供や、一定の利用許諾条件の下に、ユーザーによる著作物等の利用を促進する取組が行われている（例：NHKクリエイティブ・ライブラリー等）。

4 諸外国地域における現状（第3章）

- 米国、欧州、韓国におけるインターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の現状を調査。
- いずれの国、地域においても、こうした著作物等について特化した議論や立法的措置は行われていない。

5 インターネットを通じて複数者が創作等に関する著作物等の利用における課題の解決の方向性（第4章）

（1）立法的な措置による対応の可能性と問題点

A. 著作物等の概念上の分類にかかわらず一定の共通ルールを適用するという方向性

- ①共同著作物に関する特則（64条2項・3項、65条3項）を、二次的著作物等についても適用する、②上記特則の要件を緩和し（多数決による決定など）、二次的著作物等についても適用するなど、著作物等の概念上の分類を問わず一定の共通ルールを適用することが考えられる。
- しかし、以下の点において問題がある。
 - 「インターネットを通じて複数者が創作等に関する著作物等」を法制上一義的に定義することは極めて困難である。
 - 個々の関与者の創作に関する寄与度の把握が極めて困難であるという課題を解決しない以上、円滑な利用のための根本的な解決にはならない。
 - 仮に創作に対する寄与度が正確に把握できたとしても、従来型の創作形態に比べて、権利者となり得る関与者がはるかに多いため、その実効性には大きな疑義がある。

B. 特定の者に権利を集約するという方向性

- インターネットを通じて複数者が創作等に関する著作物等について、特定の者に権利を集約することが考えられる（参考：映画の著作物に関する29条）。
- しかし、特定の者に権利を集約することの正当化根拠や、国際条約との整合性をどう考えるのか、誰にどのような範囲で権利を集約するのか等、いずれも困難な問題がある。



立法的な措置による問題の解決は困難。※諸外国においてもこうした立法例はない。

（2）契約による対応の可能性

- 利用規約や著作権ライセンスの活用といった取組が広く行われており、関係者の創意工夫により、日々改良が重ねられており、少なくとも立法的措置における上記問題は生じない。



契約等による柔軟な対応に委ねることは合理的。

6 おわりに

- インターネットを通じて複数者が創作等に関する著作物等の利用の円滑化のための特別な立法的な措置による対応は困難であり、契約等による対応が合理的。
- インターネットサービスの進展や著作権等に係るルール形成の動向につき引き続き注視するとともに、適宜適切に必要な検討を加えることが重要。

【参考】

第9期・第10期・第11期

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

契約・利用ワーキングチーム メンバー名簿

奥邨 弘司	神奈川県立経営学部国際経営学科准教授
川上 量生	株式会社ドワンゴ代表取締役会長
◎ 末吉 亙	弁護士
苗村 憲司	情報セキュリティ大学院大学 セキュアシステム研究所特別研究員 情報セキュリティ研究科 客員教授 (駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授 (平成22年5月まで))
野口 祐子	弁護士
別所 直哉	ヤフー株式会社法務本部長
○ 森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上7名)

※ ◎は座長, ○は座長代理

「間接侵害」等に関する考え方の整理

平成24年1月12日
司法救済ワーキングチーム

I 間接侵害

1. 問題の所在及び検討経緯

(1) 問題の所在

著作権法第112条第1項は、著作権等を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、著作権者等が差止請求を行うことができる旨規定している。しかしながら、著作物等を自ら直接に利用する者¹（以下「直接行為者」という。）以外の関与者（以下「間接行為者」という。）に対して差止請求を行うことができるかどうかについては、現行法上、必ずしも明確ではないため、間接行為者がどのような場合に差止請求の対象となるのか、そしてその範囲をどのように捉えるべきかという点につき、いわゆる「間接侵害」の問題として、立法的措置の必要性も含め、検討が求められてきた。

間接侵害を巡る状況としては、近年の情報通信技術の発展により、インターネット等を利用した著作物等の創作・流通が活発になったことに伴う著作権法上の課題を指摘する声も多く、裁判例においても、例えばカラオケスナックの経営者などのような、直接行為者を物理的に支配下におく者に対して侵害主体性を認めるといったケース²に加えて、インターネット等を活用して提供される各種のサービスを巡ってその提供者に対する差止請求権が認められたケース³も増加している。また、複数の裁判例が採用したとされる、いわゆる「カラオケ法理」の是非等を巡って様々な議論が展開されており、ここでは、直接行為者の概念が不当に拡張されているのではないかといった指摘や、著作権法上、差止請求の対象となる範囲が不明確であるといった指摘が多くなされている。

このような状況を受け、差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの権利者側の要請に加えて、利用者側の立場からも、差止請求を受けない範囲を明確化すべきとの要請が強くなされるに至っており、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められている⁴。

(2) 検討経緯

上記問題意識を踏まえ、間接侵害の問題については、平成14年度に司法救済制度小委員会において検討を開始し⁵、平成17年度からは法制問題小委員会に司法救済ワーキ

¹ 著作権法第113条によって侵害とみなされる行為を自ら行う者を含む。

² 例えば、最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁〔クラブキャッツアイ事件〕など。

³ 例えば、最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁〔まねきTV事件〕、最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件〕、知財高判平成22年9月8日判示2115号102頁〔TVブレイク事件〕、大阪高判平成19年6月14日判時1991号122頁〔選撮見録事件〕、東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁〔MYUTA事件〕、東京高判平成17年3月31日LEX/DB文献番号28100713〔ファイルログ事件〕など。

⁴ 知的財産推進計画2009、同2010、同2011など。

⁵ 文化審議会著作権分科会審議経過報告書（平成15年1月）第5章「司法救済制度小委員会における審議の経過」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102f.htm

ングチームを設置し、これまで検討を行ってきた。平成17、18年度には裁判例からのアプローチ、外国法からのアプローチ、民法からのアプローチ及び特許法からのアプローチにより基礎的な研究を深め、本課題の分析を試みたところであり⁶、平成19年度からは、これらの成果を踏まえた具体的な立法的措置の検討が進められた。

そして、法制問題小委員会中間まとめ（平成19年10月）⁷において、立法の方向性についての考え方を示し、意見募集を実施したところ、立法的措置が必要であるとの意見が多数寄せられた一方で、具体的な内容については、慎重論を含め様々な考え方が示された⁸。

本ワーキングチームでは、その後もこの問題について、関係団体からのヒアリングや主要裁判例の分析等を通じて、望ましい立法的措置の在り方につき検討を継続し、今般、本ワーキングチームとしての考え方を整理するに至ったため、その内容につき、以下のとおり報告する。なお、以下の報告内容は、あくまで立法論としての考え方を整理したものであり、現行法の解釈について特定の見解を前提としたものではない。

2. 考え方

（1）差止請求の対象について⁹

まず、立法論として、差止請求の対象は、直接行為者に限定されず、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきかという点については、直接行為者に限定すべきとする考え方もあり得るが、本ワーキングチームとしては、間接行為者が直接行為者に対する間接的寄与を通じて、権利侵害という結果の発生を招来し、これが権利侵害という結果の発生に対する因果的寄与の強度等という点において、直接行為者と価値的に同様のものと評価されるのであれば、差止請求に服すべきものと解されることから、差止請求の対象は直接行為者に限定されるものではなく、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきとの考え方で一致した。

（2）間接侵害成立の前提としての直接侵害成立の要否について

次に、上記のとおり一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきとの考え方を採用した場合、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害（直接侵害）の成立が前提となるのか否かが問題となる。この問題については、直接行為者による侵害の成立を前提とする考え方（従属説）と、前提としない考え方（独立説）

⁶ 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）第1章「法制問題小委員会」第5節「司法救済ワーキングチーム」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/005.htm

⁷ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度中間まとめ（平成19年10月）第6節「いわゆる「間接侵害」に係る課題等について」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_1910.pdf

⁸ 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見Ⅶ

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_iken.pdf

⁹ なお、現行法第112条第1項の解釈においても、差止請求の対象は、直接行為者に限定されるという解釈（直接侵害者限定説。知財高判平成22年8月4日判時2096号133頁〔北朝鮮の極秘文書事件〕参照）と、一定の間接行為者も含まれるという解釈（直接侵害者非限定説。大阪地判平成15年2月13日判時1842号120頁〔ヒットワン事件〕参照）とがある。

とがあり得るが、適法行為を助長ないし容易化等する行為を行ったとしても、そのような行為を違法な侵害行為とすることは適當ではないことから、本ワーキングチームとしては、基本的に前者の考え方（従属説）で一致した。

（3）差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲に係る試案

以上の考え方を前提に、本ワーキングチームでは、差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲をどのように整理すべきか検討を重ね、以下の各類型の間接行為者については、差止請求の対象となることが明確となるよう、立法的措置を講ずべきであるとの考えで概ね一致した。

いずれの類型も、一定の「物品」や「場」を提供する者を差止請求の対象としているところ、「物品」は各種装置や機器、プログラム等が、「場」はウェブサイト等が、それぞれ該当する。なお、侵害の具体的な方法や手順を解説した書籍などを提供する者を対象に含めるべきかという点については、表現の自由等との関係等を慎重に検討すべきであるとの議論があったことから、本報告では差止請求の対象とは位置付けていない。

差止請求の対象として位置付けるべき間接行為者の類型

- （i）専ら侵害の用に供される物品（プログラムを含む。以下同じ）・場ないし侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者
- （ii）侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでありながら、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者
- （iii）物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で、提供する者

（i）当該類型は、専ら著作権等の侵害の用に供される物品・場の提供を行う者を差止請求の対象とするものであり、物品・場に侵害以外の用途がある場合であっても、著作権等の侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者も対象と位置付けるものである。例えば、専ら特定のゲームソフトの改変のみを目的とするメモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いた者などは、当該類型に該当するものと考えられる（参考：最判平成13年2月13日民集55巻1号87号〔ときめきメモリアル事件〕）。

（ii）当該類型は、（i）類型に該当しない場合であっても、著作権等の侵害が発生する実質的な危険性が認められる物品・場を、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく当該侵害のために提供する者を差止請求の対象と位置付けるものである。例えば、パソコンのような汎用品は、ここでいう著作権等の侵害が発生する実質的な危険性が認められないため、当該類型の対象とはならない。この点、本ワーキングチームでは、差止請求の対象が必要以上に広がることのないよう配慮すべきであることについては一致しており、（ここでいう実質的な危険性が認められないと解される）一定の汎

用品、一般品については、対象とならないことを明確にすべきであるとの見解で基本的に一致している。なお、このことを表すために、上記枠内の表現につき、「(実質的危険性を) 相当程度有する」あるいは「(実質的危険性を) 典型的に有する」などと表記すべきであるとの意見もあった。

また、ここでは、物品・場の提供全般を差止請求の対象とするのではなく、あくまで特定の侵害に係る物品・場の提供を差止請求の対象と位置付けている。

次に、侵害発生防止のための合理的措置の内容については、一義的に定まるのではなく、個別の事例における間接行為者や直接行為者の行為の性質や態様等に照らして個別具体的に定まるものと考えられる。

なお、当該類型に該当するものとしては、著作権侵害が生じているカラオケ店に通信カラオケサービス等を提供するリース業者などが考えられる（参考：大阪地判平成15年2月13日判時1842号120頁〔ヒットワン事件〕）。

(iii) 当該類型は、物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で提供する者を差止請求の対象と位置付けるものであり、(i) 類型や(ii) 類型では対象とならない汎用的な物品・場の提供であっても対象となりうる。

例えば、ウェブサイトを開設し、当該ウェブサイトは無許諾の音楽ファイルを投稿することを積極的に呼びかける者などが、この類型に該当するものと考えられる。

3. まとめ

本ワーキングチームとしては、上記類型に該当する間接行為者が差止請求の対象となることを明確にする方向性での立法的措置が必要であると考えられるものであり、今後、本ワーキングチームにおける考え方の整理を踏まえ、法制問題小委員会において、更なる検討が行われることを期待する。

Ⅱ その他（リーチサイトについて）

1. 検討経緯等

本ワーキングチームでは、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における検討¹⁰を踏まえ、いわゆる「リーチサイト」（別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト）についても、間接侵害の問題と併せて検討を行った。

2. 検討結果

本ワーキングチームでは様々な意見が出されたが、著作権等の対象となるのは個々の著作物等である以上、原則として、リーチサイト全体ではなく、そこに含まれる個々のリンクについて差止請求の可否等を検討せざるを得ないのではないかとといった意見が多く出された。また、この場合には、上記Ⅰ． 2．（3）で見た差止請求の対象とすべき間接行為者の範囲に係る議論との関係では、リンクによって、その態様やリンク先で行われる著作物等の利用行為の内容（ダウンロードを伴うか、視聴に限られるか等）が異なることから、結局、個別の事案ごとに判断せざるを得ないとの意見があった。

また、仮にリーチサイトについて、サイト全体を差止請求の対象と位置付けるのであれば、これに特化したみなし侵害規定を創設することが適当ではないかとの意見があったが、その一方で、当該意見に対しては、リーチサイトの態様も多様であり、これに特化した規定を創設することは現実的ではないのではないかと意見も出された。

（以上）

¹⁰ 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」（平成22年5月）は、リーチサイトが著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、（i）当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、（ii）当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること、が考えられるとし、「上記要件に該当するような一定の行為については現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置付けを整理していく必要がある。」とする（28頁）。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/siryou/20100601wg_houkoku.pdf

◆ 開催状況

＜平成 17 年度＞

平成 17 年第 1 回 (2005 年 2 月 28 日)
 平成 17 年第 2 回 (2005 年 4 月 6 日)
 平成 17 年第 3 回 (2005 年 5 月 12 日)
 平成 17 年第 4 回 (2005 年 6 月 9 日)
 平成 17 年第 5 回 (2005 年 7 月 5 日)
 平成 17 年第 6 回 (2005 年 9 月 7 日)
 平成 17 年第 7 回 (2005 年 11 月 4 日)
 平成 17 年第 8 回 (2005 年 12 月 16 日)
 平成 17 年第 9 回 (2006 年 1 月 16 日)
 平成 17 年第 10 回 (2006 年 1 月 25 日)

＜平成 18 年度＞

平成 18 年第 1 回 (2006 年 4 月 10 日)
 平成 18 年第 2 回 (2006 年 5 月 16 日)
 平成 18 年第 3 回 (2006 年 5 月 19 日)
 平成 18 年第 4 回 (2006 年 5 月 26 日)
 平成 18 年第 5 回 (2006 年 6 月 13 日)
 平成 18 年第 6 回 (2006 年 7 月 3 日)
 平成 18 年第 7 回 (2006 年 7 月 19 日)

＜平成 19 年度＞

平成 19 年第 1 回 (2007 年 5 月 14 日)
 平成 19 年第 2 回 (2007 年 6 月 5 日)
 平成 19 年第 3 回 (2007 年 7 月 20 日)
 平成 19 年第 4 回 (2007 年 8 月 22 日)
 平成 19 年第 5 回 (2007 年 9 月 6 日)
 平成 19 年第 6 回 (2007 年 9 月 14 日)

＜平成 20 年度＞

平成 20 年第 1 回 (2008 年 4 月 9 日)
 平成 20 年第 2 回 (2008 年 5 月 15 日)
 平成 20 年第 3 回 (2008 年 6 月 16 日)

平成 20 年第 4 回 (2008 年 7 月 14 日)
 平成 20 年第 5 回 (2008 年 7 月 29 日)
 平成 20 年第 6 回 (2008 年 8 月 11 日)
 平成 20 年第 7 回 (2008 年 8 月 28 日)
 平成 20 年第 8 回 (2008 年 9 月 12 日)
 平成 20 年第 9 回 (2008 年 9 月 30 日)
 平成 20 年第 10 回 (2008 年 11 月 5 日)

＜平成 21 年度＞

平成 21 年第 1 回 (2009 年 7 月 23 日)
 平成 21 年第 2 回 (2009 年 11 月 26 日)
 平成 21 年第 3 回 (2009 年 12 月 16 日)
 平成 21 年第 4 回 (2010 年 1 月 7 日)

＜平成 22 年度＞

平成 22 年第 1 回 (2010 年 3 月 10 日)
 平成 22 年第 2 回 (2010 年 5 月 17 日)
 平成 22 年第 3 回 (2010 年 6 月 9 日)
 平成 22 年第 4 回 (2010 年 6 月 24 日)

＜平成 23 年度＞

平成 23 年第 1 回 (2011 年 6 月 13 日)
 平成 23 年第 2 回 (2011 年 6 月 28 日)
 平成 23 年第 3 回 (2011 年 7 月 12 日)
 平成 23 年第 4 回 (2011 年 7 月 28 日)
 平成 23 年第 5 回 (2011 年 8 月 25 日)
 平成 23 年第 6 回 (2011 年 9 月 22 日)
 平成 23 年第 7 回 (2011 年 11 月 1 日)
 平成 23 年第 8 回 (2011 年 11 月 24 日)
 平成 23 年第 9 回 (2011 年 12 月 19 日)

◆ チーム員名簿

(敬称略。肩書きの記載については当時のもの。)

<平成 17 年度 (第 5 期)・平成 18 年度 (第 6 期) >

座長	大淵	哲也	東京大学教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	上野	達弘	立教大学助教授
	前田	陽一	上智大学教授
	横山	久芳	学習院大学助教授

<平成 19 年度 (第 7 期) >

座長	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	上野	達弘	立教大学法学部准教授
	平嶋	竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田	陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	横山	久芳	学習院大学法学部准教授

<平成 20 年度 (第 8 期) >

座長	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	上野	達弘	立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授
	平嶋	竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田	陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	横山	久芳	学習院大学法学部法学科准教授

<平成 21 年度 (第 9 期) >

座長	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	上野	達弘	立教大学法学部准教授
	奥邨	弘司	神奈川大学経営学部准教授
	茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	平嶋	竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
	前田	陽一	立教大学大学院法務研究科教授

<平成 22 年度 (第 10 期) >

座長	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	山本	隆司	弁護士
	奥邨	弘司	神奈川大学経営学部准教授
	茶園	成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授

平嶋 竜太 筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授
前田 陽一 立教大学大学院法務研究科教授

<平成 23 年度 (第 11 期) >

座 長 大 淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理 山本 隆司 弁護士
上野 達弘 立教大学法学部教授
奥邨 弘司 神奈川大学経営学部准教授
茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授
平嶋 竜太 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
前田 陽一 立教大学大学院法務研究科教授